

令和7年度岡山県放課後児童支援員等研修事業に関する
参加意思確認及び提案を求める公告

令和7年3月11日

次のとおり、提案書等の提出を招請します。

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

令和7年度岡山県放課後児童支援員等研修事業については、特定非営利活動法人日本放課後児童指導員協会（以下、「当協会」という。）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、当協会以外の者で、下記3の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められるものがない場合は、当協会との随意契約手続に移行する。なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当協会と当該応募者の提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和7年度岡山県放課後児童支援員等研修事業委託業務 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月13日まで |
| (4) 契約限度額 | 8,650,390円以内（消費税及び地方消費税を含む） |

3 応募要件

以下に掲げる事項を満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 本店または支店所在地が岡山県内にある法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団または暴力団員等でないこと。（参加者が法人である場合は、役員に

- についても当該条件を満たすものであること。以下（６）において同じ。）
- （７）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - （８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - （９）過去に放課後児童クラブ支援員等を対象とした研修を実施した実績があること。

4 契約条項を示す場所

岡山県子ども・福祉部子ども未来課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL：086-226-7348（直通）
FAX：086-226-7902
E-mail：kosodate@pref.okayama.lg.jp

5 提案参加手続等

- （１）仕様書等の配布期間及び場所
 - ①配布期間 令和7年3月11日（火）～令和7年3月21日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
 - ②配布場所 上記4の場所に同じ。
なお、岡山県子ども・福祉部子ども未来課ホームページからダウンロードが可能。
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/>
- （２）仕様書等に関する質問
 - ①受付期間 令和7年3月11日（火）～令和7年3月21日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
 - ②提出書類 募集公告及び仕様書に対する質問・回答書（様式第3号）
 - ③提出方法 上記4あてにFAXまたはE-mailにより送付すること。電話や口頭による質問は受け付けない。なお、送付後に必ず電話で質問書を送付したことを連絡すること。
 - ④回答方法 FAXまたはE-mailで回答する。
- （３）参加資格確認申請書の受付
 - ①受付期間 令和7年3月11日（火）～令和7年3月21日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
 - ②提出書類 ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
イ 役員名簿（様式第2号）、組織概要
ウ 誓約書（様式第2-2号）
 - ③提出方法 上記4あてに、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録」とすること。
- （４）参加資格要件の審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月26日（水）までにその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

6 提案

(1) 提案書等の提出方法

①受付期間 令和7年3月11日（火）～令和7年3月27日（木）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

②提出方法 上記4あてに、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、必ず「特定記録」とすること。

(2) 提出書類

①委託業務に関する提案書（様式第4号）

②放課後児童クラブ指導員を対象とした集合研修、オンライン研修の実績及びその内容がわかる資料

③岡山県税の全税目について滞納がないこと（または、課税がないこと）を証する書類
※証明書については、岡山県の県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。

④見積書（任意様式）

（留意点）

※見積書は、認定資格研修、資質向上研修ごとに作成し、内訳も添付すること。

※見積書の宛名は「岡山県知事 伊原木 隆太」とすること。また、会社名、所在地、役職及び代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

※正本には、会社名、所在地、役職及び代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

(3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(4) 審査及び結果の通知方法

提案書の審査は、県が別に定める構成員により組織された選定委員会において行い、仕様書の趣旨、内容に沿ったものかどうかについて、総合的に判断する。審査結果については、書面により通知する。

7 その他

(1) 本事業については、県の令和7年度一般会計予算において予算措置された場合にのみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

(2) 提出期限までに必要書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(3) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 業務委託契約書の作成を要する。

(5) 契約締結予定者は、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類の追加及び修正は認めない。
ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。
- (6) 県は、当該委託業務手続きに係る事務の遂行上、必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することがある。
- (7) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。